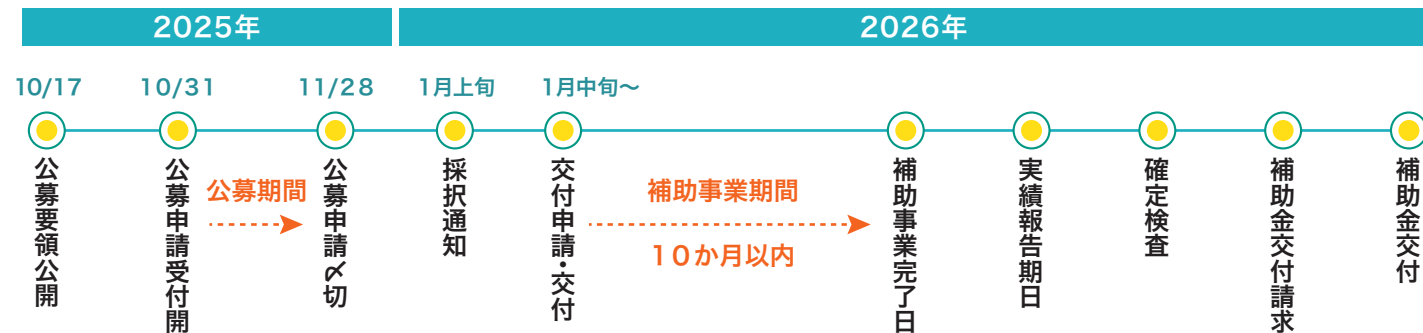


13次公募申請スケジュール

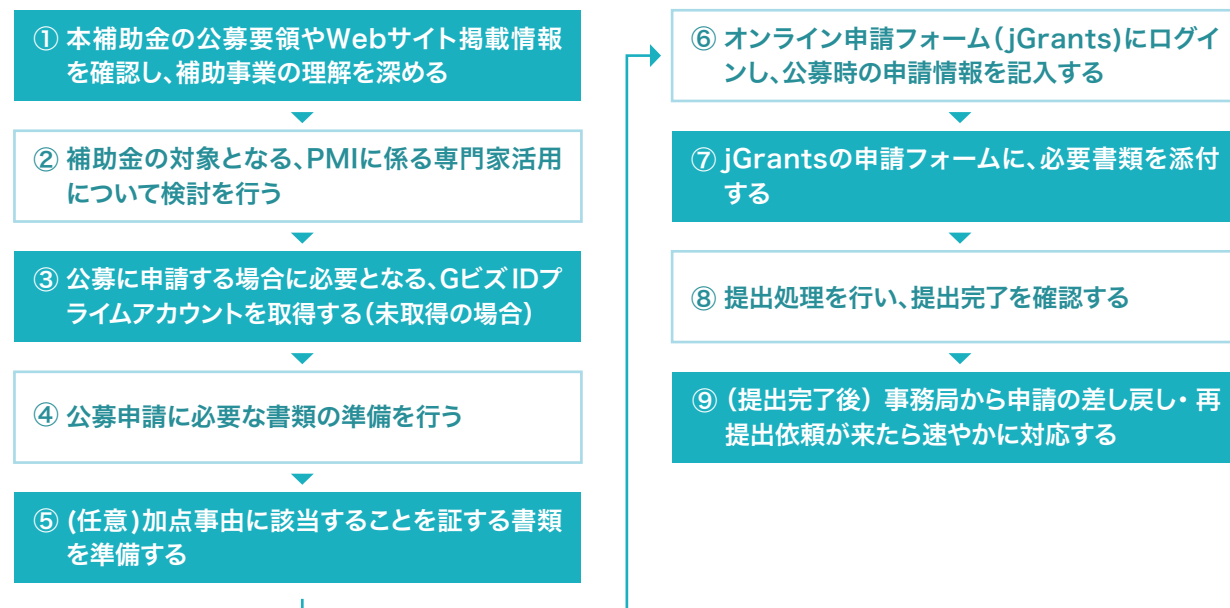


※上記スケジュールは公募要領公開時点での予定となります。変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

採択と交付決定の段階的な実施



申請の流れ



他の補助金枠との同時申請・併用申請

		専門家活用枠	事業承継促進枠	廃業・再チャレンジ枠	PMI推進枠	
					PMI専門家活用類型	事業統合投資類型
PMI推進枠	PMI専門家活用類型	○	×	◎		×
	事業統合投資類型	×	×	◎	×	

他の補助金枠との同時申請・併用申請の可否について

【同時申請可(○)】同一公募回で、他の枠も同時に申請手続きを行うことが可能です
 【併用申請可(◎)】PMI推進枠との併用にて申請する場合、廃業・再チャレンジ枠としての申請は不要です
 【同時申請・併用申請不可(×)】同一公募回での同時申請・併用申請は不可となります

中小企業生産性革命推進事業

事業承継・M&A補助金

事業承継・M&A補助金は、中小企業・小規模事業者等が、事業承継やM&Aに際して行う設備投資等や、事業承継・事業再編及び事業統合に伴う経営資源の引継ぎ、または引継ぎ後の経営統合に係る経費の一部を補助することによって、事業承継・事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とした補助金です。



PMI推進枠

13次公募のご案内

公募要領公開

2025年10月17日(金)

公募申請受付期間

2025年10月31日(金)～
2025年11月28日(金)17:00

お問い合わせ窓口
(PMI推進)

TEL:050-3192-6228

※受付時間:9:30～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日を除く)



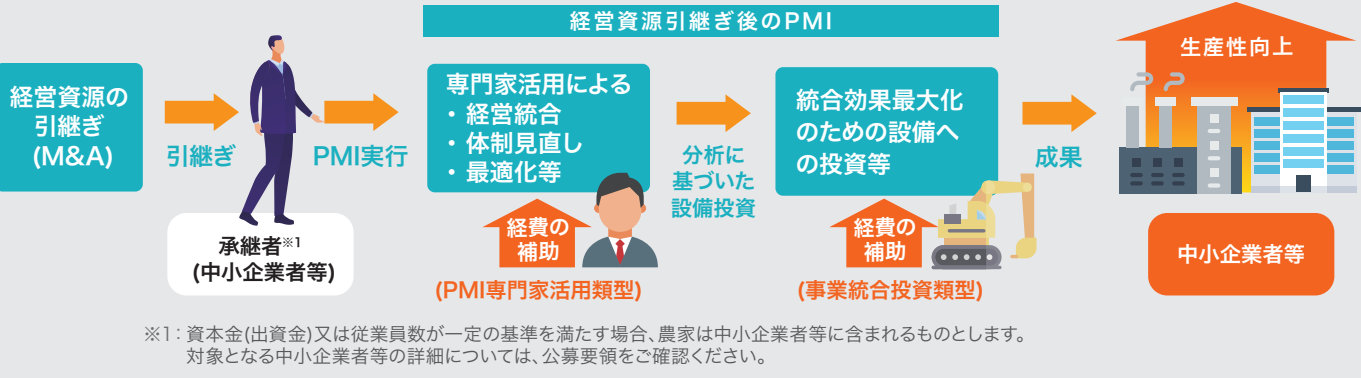
事業承継・M&A補助金
WEBサイト

<https://shoukei-mahojokin.go.jp/r6h/>

事業承継・M&A補助金事務局

PMI推進枠とはどんな枠ですか？

PMI推進枠とは、経営資源の引継ぎ(M&A)を行った又は行う予定の中小企業者及び個人事業主が、事業再編・事業統合等の取り組み(以下、「PMI」という。)に際して活用する専門家の費用及び統合に伴う設備投資費用等の一部を補助することによって、中小企業者等の事業再編・統合後の生産性向上を通じた経済の活性化を図ることを目的とした枠です。



ポイント① PMIの内容に応じて、2つの支援類型が存在します

PMI推進枠では、M&A成立後に行われる経営統合作業(PMI)の具体的な内容に応じて「専門家活用類型」「事業統合投資類型」の2つの類型にわかれます。「専門家活用類型」と「事業統合投資類型」には前後関係があり2類型の同一公募回での同時申請は認められないため、ご自身のPMI実行状況をご確認の上適切な類型で申請を実施してください。

【専門家活用類型】

補助対象事業分類			概要	専門家活用類型	事業統合投資類型
PMI計画			PMI実施スケジュール・実施体制の策定	補助対象※1 (PMI専門家の活用によるPMIの実行)	対象外
PMI 実行	経営統合		経営体制(新経営者・会議体・意思決定プロセス等)の整備、事業計画の作成		
	事業 統合	事業機能整備	サプライヤー・在庫管理方法・生産体制等の見直し、販売拠点統廃合		
		管理機能整備	人事・労務、会計・財務、法務、ITシステム等管理機能の改善(人材配置の改善等)		

※1：信頼関係構築に関わる専門家支援(M&Aに関する説明・継続的なコミュニケーション等)及び、明確にPMIに係る支援・費用の内容が特定できない場合(対象土業との顧問契約の範囲内での対応等)は補助対象外となります。

【事業統合投資類型】

補助対象事業分類		概要	専門家活用類型	事業統合投資類型
統合効果 (PMI)の最大化	事業統合投資	工場・製造ラインの統合に係る設備・システム導入等の設備投資	対象外	補助対象 (設備投資等)

ポイント② PMI推進枠(PMI専門家活用類型)の場合は2つの申請パターンがあり、専門家活用枠(買い手支援類型(I型))との同時公募回での申請も可能です

PMI推進枠(PMI専門家活用類型)の申請パターンは、交付申請時点で既に事業再編・統合に伴う経営資源の譲り受けが完了済(クロージング済)であることを要件とする「単独申請」と、専門家活用枠(買い手支援類型(I型))との同時公募回での申請を行う「同時申請」の2パターンが存在します。

専門家活用枠(買い手支援類型(I型))とは

事業再編・事業統合に伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業者等が、経営資源引継ぎに際して活用する専門家費用の一部を補助することで、生産性の向上を通じた経済の活性化を図ることを目的とした枠です

POINT

【単独申請】

交付申請時点でクロージング済のM&Aに対するPMIが補助対象となります

【同時申請】

交付申請時点でクロージング前のM&Aに対するPMIも補助対象となります

※専門家活用枠(買い手支援類型(I型))への公募申請手続が別途必要となります
※M&Aがクロージングに至らなかった場合、PMI費用は補助対象外となります



ポイント③

「PMIの対象となるM&Aの要件」と「対象となるPMI/事業統合投資の取組が行われる期間」に留意する必要があります

補助対象となるM&Aの要件について

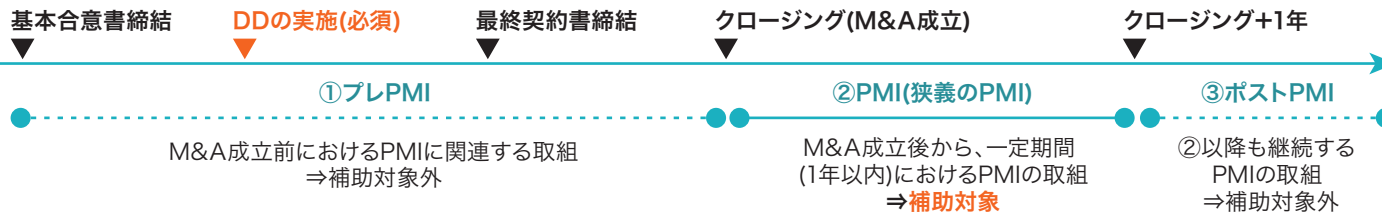
- ✓ 経営資源を譲り渡す被承継者と経営資源を譲り受ける承継者の間で事業再編・事業統合が実施された(或いは実施される予定)ことが要件です
※親族間の事業承継、グループ内の事業再編などは上記要件を満たさない
- ✓ PMIの対象となるM&Aの成立前(クロージング前)に、承継者によるデュー・ディリジェンス(DD)が実施されている必要があります

対象となるPMI/事業統合投資が行われる期間について

- ✓ 事業再編・事業統合に伴う経営資源の引継ぎ後(M&Aのクロージング後)、1年以内に実施するPMI/事業統合投資であることが要件です
※プレPMIとしてのDD費用は、PMI推進枠ではなく専門家活用枠で補助対象とできる場合がある

デュー・ディリジェンス(DD)

デュー・ディリジェンスとは、対象企業である譲り渡し側における各種のリスク等を精査するため、主に買い手がF/Aや土業等専門家に依頼して実施する調査です。調査項目は、M&Aの規模や実施希望者の意向等により異なりますが、一般的に、資産・負債等に関する財務調査(財務DD)や株式・契約内容等に関する法務調査(法務DD)等から構成されます。



補助対象となる経費の区分

PMI専門家活用類型		事業統合投資類型		廃業費(併用申請時)	
委託費※1	謝金	委託費※2	設備費	廃業支援費	原状回復費
	旅費		外注費	在庫処分費	リース解約費
				解体費	移転・移設費

※1：PMIに係る総合的な支援を行う者・領域別PMIに係る専門家業務を行う者に支払う経費
※2：M&A成立に向けた業務委託費用、PMI時に専門家に支払う経費はPMI推進枠の補助対象にならない

補助率・補助上限額

申請の種類		一定額以上の賃上げ	補助下限額	補助上限額	上乗せ額(廃業費)	補助率
PMI専門家活用類型		—	50万円	150万円	+150万円以内	1/2以内
事業統合投資類型	小規模企業者に該当	実施する	100万円	1,000万円	+150万円以内	1/2以内
		実施せず		800万円		2/3以内
	上記以外	実施する		1,000万円		1/2以内
		実施せず		800万円		

※詳細は公募要領をご確認ください

POINT

事業統合投資類型では、中小企業基本法上の小規模事業者に該当する場合、補助額800万円以内に対応する対象経費の補助率が、2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

POINT

事業統合投資類型では、公募申請時から補助事業期間終了時まで一定額以上の賃上げを実施する場合、補助上限額が800万円以内から1,000万円以内へと引き上げられます